

本市のごみ・資源物について（概要）

令和2年8月27日
清掃事業審議会資料 No.1-1

1 本市で収集するごみ・資源物（17分別・18品目資源化）

計画収集（家庭系） ※1				直接搬入（主に事業系） ※2			
ごみ				ごみ			
もやせるごみ	もやせないごみ	粗大ごみ	資源物	もやせるごみ	もやせないごみ	粗大ごみ	資源物

※1 計画収集とは、ごみステーション等に出された家庭のごみ・資源物を市が収集するもの

※2 直接搬入とは、事業所のごみを収集する業者や市民が清掃工場に持ち込むもの

17分別・18品目資源化

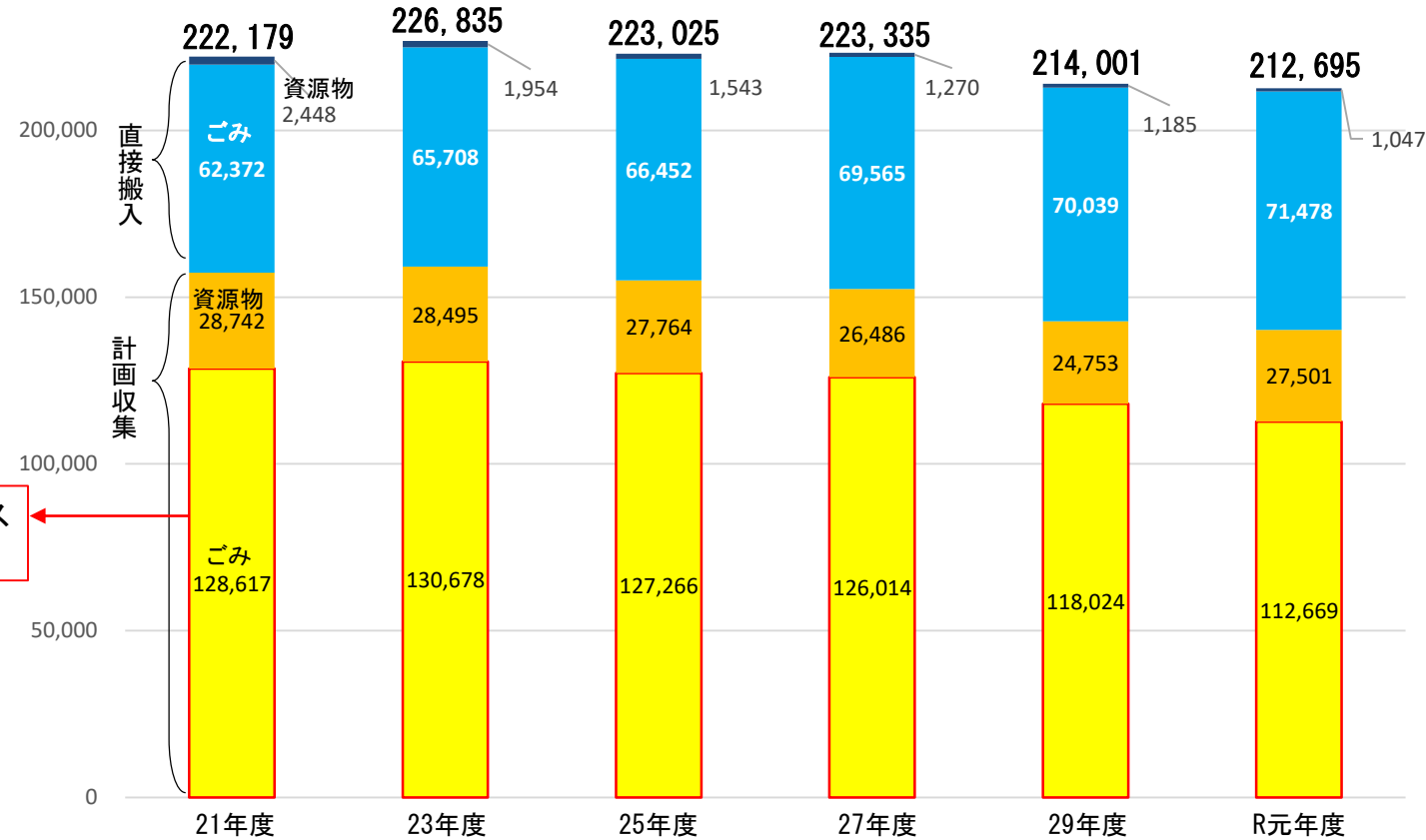
	収集区分	資源となる品目	
ごみ	① もやせるごみ		
	② もやせないごみ		
	③ 粗大ごみ		
資源物	④ 缶・びん	① アルミ缶	
		② スチール缶	
		③ 透明びん	
		④ 茶色びん	
		⑤ その他色びん	
	⑤ ペットボトル	⑥ ペットボトル	
	⑥ プラスチック容器類	⑦ プラスチック容器類	
	古紙類	⑦ 新聞・チラシ	⑧ 新聞・チラシ
		⑧ 段ボール	⑨ 段ボール
		⑨ 雑誌類	⑩ 雑誌類
		⑩ 紙箱・包装紙等	⑪ 紙箱・包装紙等
		⑪ 紙パック	⑫ 紙パック
		⑫ 衣類	⑬ 衣類
	⑬ 電球・蛍光灯	⑭ 電球・蛍光灯	
	⑭ 乾電池	⑮ 乾電池	
⑮ スプレー缶類	⑯ スプレー缶類		
⑯ 金属類	⑰ 金属類		
⑰ 剪定枝	⑱ 剪定枝		

家庭ごみマイナス100gの対象

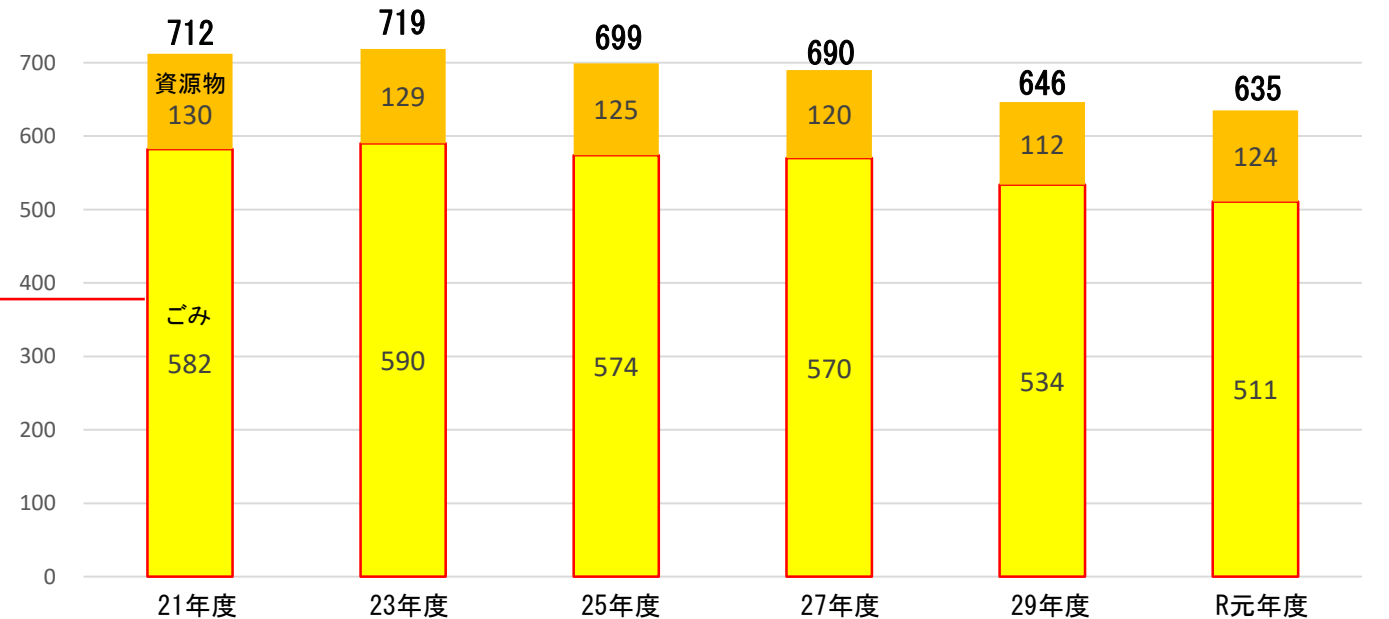
2 本市のごみ・資源物量の推移（単位：t）

【R元年度実績と21年度の比較】

- ◆ 計画収集
 - ごみ・・・15,948 t 減少 (▲12.4%)
 - 資源物・・・1,241 t 減少 (▲4.3%)
 家庭ごみ量が減少傾向だが、30年度以降は横ばい
紙離れによる古紙減少(▲3,423t)
金属類による増(+2,001t)
- 直接搬入
 - ごみ・・・9,106 t 増加 (14.6%)
 - 資源物・・・1,401 t 減少 (▲57.2%)
 事業所ごみ（特に南部工場+4,265t）の増
粗大ごみの増（粗大ごみ有料化による増+3,127t）
缶・びん、ペットボトルの減少



3 市民1人1日あたりの家庭のごみ・資源物量の推移（単位：g）



1 経緯等

27年10月 家庭ごみの有料化について諮問（市⇒清掃事業審議会）
本市のごみ量が、他都市と比較して多いこと等から、他都市で実施され、一定の減量効果のある家庭ごみの有料化について諮問

28年 5月 家庭ごみの有料化について答申（清掃事業審議会⇒市）

直ちに家庭ごみの有料化を実施するのではなく、それ以外の施策を積極的に講じるよう要請するが、家庭ごみの減量化・資源化の推進が見られない場合は、有料化の手法を用いるべき

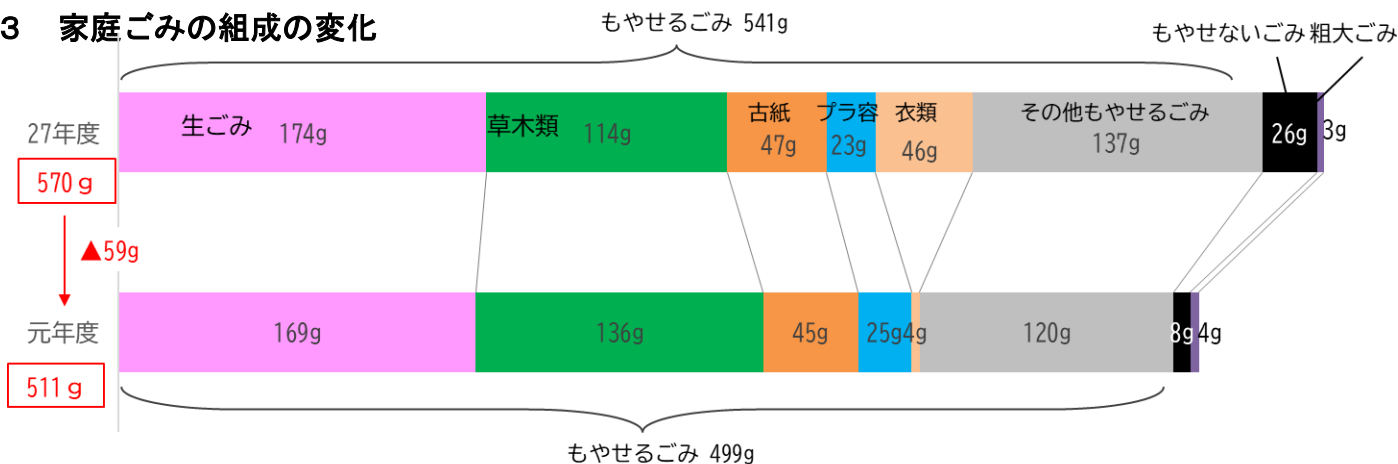
28年 7月 家庭ごみのごみ減量の目標値 470g設定（有料化している他都市平均）
※27年度実績 570gからマイナス100gの減量目標

30年11月 家庭ごみマイナス100gのゴール設定
目標の達成期限は、令和3年（2021年）3月までとする。

2 家庭ごみ量の推移とこれまでの主な取組

取組		28	29	30	元
1人1日あたり家庭ごみ量の推移 →		555g	534g	511g	511g
草木類資源化モデル事業	剪定枝粉碎機の無料貸出	-	-	66件	127件
	モデル地区での分別収集	-	-	2地区	4地区
親子で取り組む「もやせるごみ」減量実践モニター事業	参加世帯数	-	-	137世帯	70世帯
3R推進事業	家庭のごみ・資源物の正しい出し方ガイドブックの作成・配布	-	-	全戸配布 (28万5千世帯)	-
	ごみ分別アプリのダウンロード数	3,826回	6,264回	7,514回	8,874回
資源化推進事業	古紙類の収集量	13,673t	13,250t	13,348t	13,599t
	金属類の収集量	-	280t	1,740t	2,001t
ホームフードリサイクルグリーン事業	生ごみ処理機器への補助	159基	165基	199基	182基
	ダンボールコンポスト講座	6回	7回	17回	20回
住民説明会の実施 ※市政出前トーク含む	回数	275回	747回	192回	150回
	人数	5,126人	16,615人	5,528人	4,597人

3 家庭ごみの組成の変化



4 課題

- (1) ごみ減量に関心の薄い市民への意識啓発
- (2) 生ごみの減量化
- (3) 古紙類の分別対策
- (4) 草木類の減量化・資源化

5 令和2年度の主な取組み

- (1) 剪定枝資源化事業（課題(4)に対応）

①経緯

平成30年度からの、草木類資源化モデル事業の検証結果を踏まえて、令和2年度から実施する。

②概要

家庭から出る剪定枝の資源化を図るため、粉碎機の貸し出しや購入に対し助成するとともに、家庭内処理できないものについては、戸別収集を実施する。

- a 剪定枝の戸別収集（鹿児島市環境サービス財団へ委託）

6月 51.90トン
7月 80.95トン

- b 剪定枝粉碎機の購入費補助（2分の1補助、上限2万円）

4～7月 118機（予算件数100機）

- c 剪定枝粉碎機の無料貸し出し

4～7月 99件（前年度同期間比 +72件）

- (2) みんなで取り組むごみ減量PR事業（課題(1)～(3)に対応）

家庭ごみの減量目標達成に向け、生ごみの水切りの徹底や古紙の分別などを促進するため、テレビCMやインターネット等を活用した市民への広報啓発を行う。

- ①テレビCM（動画は市ホームページ等でも公開） 6～8月 80回

- ②インターネット広告 6月～8月

動画再生回数

生ごみ編：25万回

雑がみ編：19万回

- ③リビングかごしまでの記事広告

5月・6月・7月

- ④スーパーマーケット店内放送等

スーパーマーケット店内放送

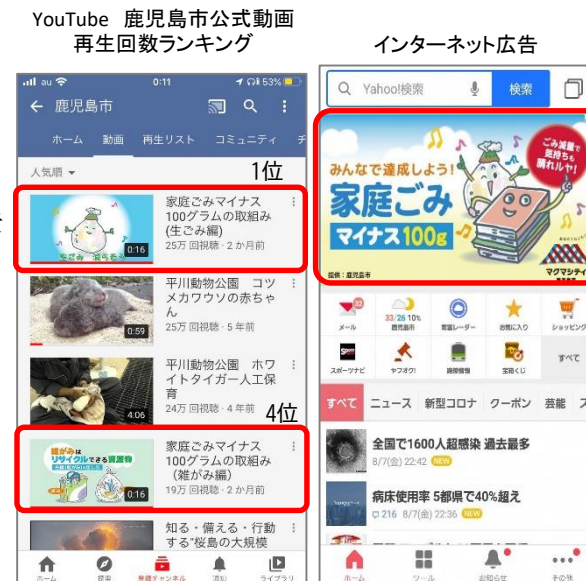
10月以降

市電の車内放送

8月～

- ⑤水切り器の配布

説明会等で配布

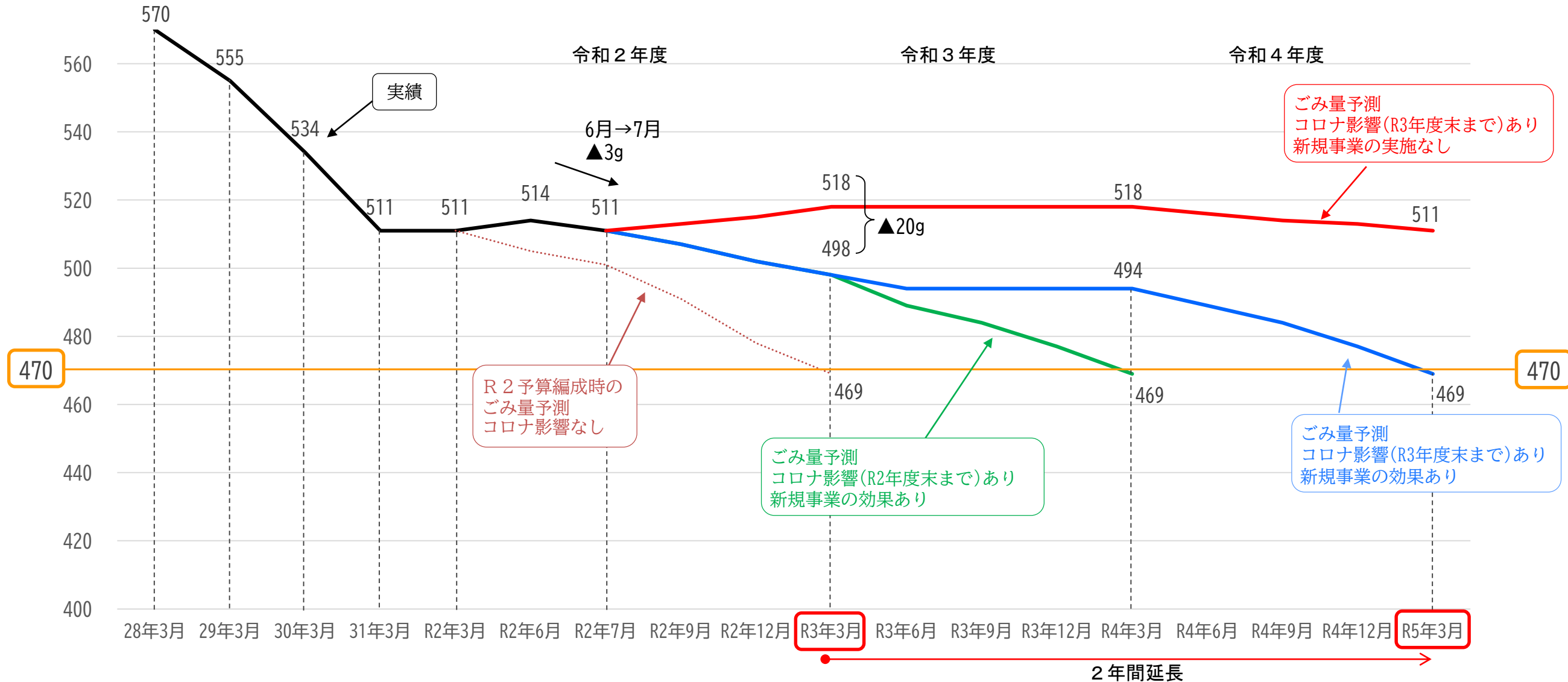


家庭ごみマイナス100gの目標期限の延長について

1 新型コロナウイルスの影響による家庭ごみ量とマイナス100gの目標期限について

昨年度末から今年度にかけて、新型コロナウイルスの影響により、外出自粛など市民生活に変化が生じ、想定外の家庭ごみ量となったことやコロナ禍の終息が予測できないことから、目標期限を2年間延長し令和5年3月までとする。

2 今後の家庭ごみ量の推移



		令和2年度	月ごと
ごみ量の影響		▲13g	▲1.4g
内訳	●新型コロナウイルス	+7g	+0.6g
	●新規事業の効果 ・剪定枝資源化事業 ・みんなで取り組むごみ減量PR事業	▲20g	▲2.0g

※令和2年3月～7月の家庭ごみ量は、前年度比1.6%増（年間+7gペース）
※資源物（プラスチック容器類、缶・びんペットボトル等）は、対前年度比9%増

1 計画策定の趣旨

これまでの大量生産・大量消費型社会経済活動により、私たちはさまざまな豊かさを手に入れることができた一方で、大量の廃棄物が発生することとなりました。また、天然資源の枯渇や地球温暖化など、人類の生存基盤に深く関わる地球規模での環境問題も生じています。

各自治体においては、温暖化などの地球環境問題を踏まえ、環境への負荷の低減に配慮した廃棄物の発生抑制をはじめとする3R活動（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））を積極的に推進する循環型社会の構築に向けた中・長期的な取り組みが求められています。

また、生活排水についても、使用した水が適正に処理され、快適な生活環境や水質環境が保全されるよう、適正な水循環に貢献する取り組みが求められます。

これらの取り組みを推進するため、本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

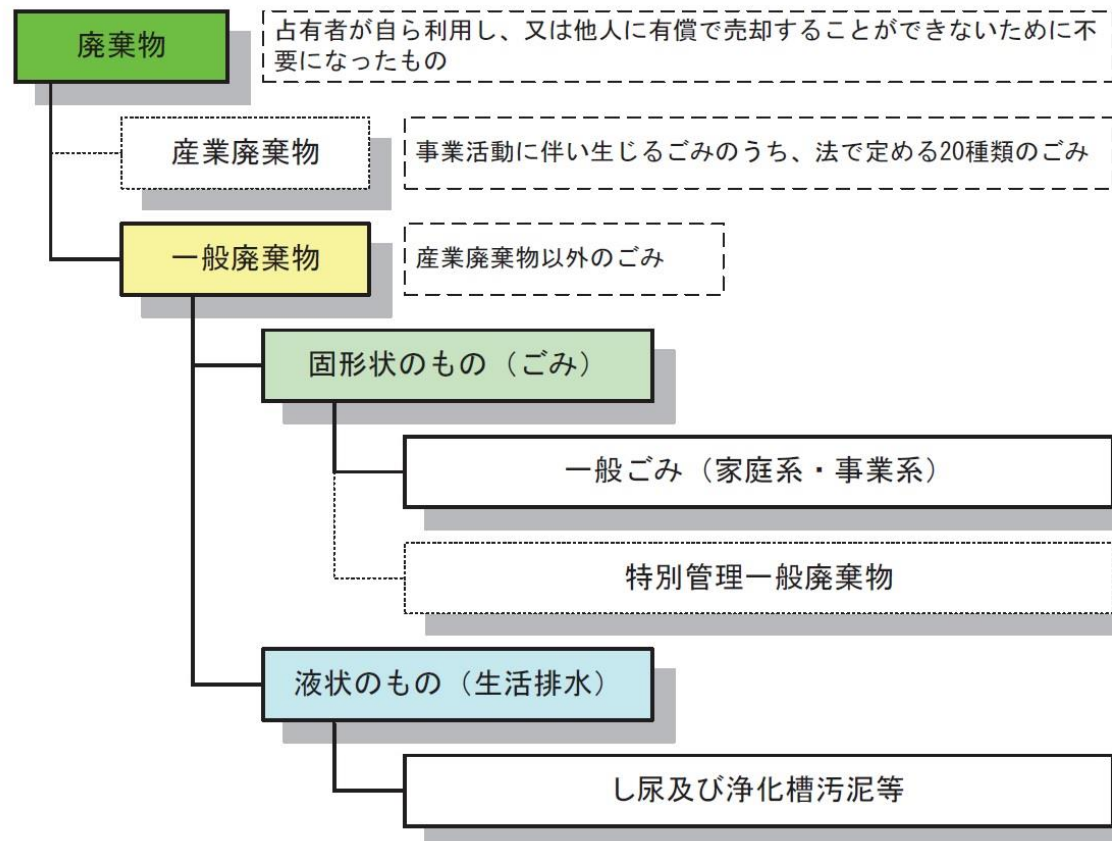
本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、一般廃棄物の発生から処分までの基本方針を定めたもので、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」で構成します。

3 計画の期間

計画期間：平成22年度～平成33年度（令和3年度） 12年間

計画目標年次：平成33年度（令和3年度）

4 計画の対象となる廃棄物



5 ごみ処理基本計画

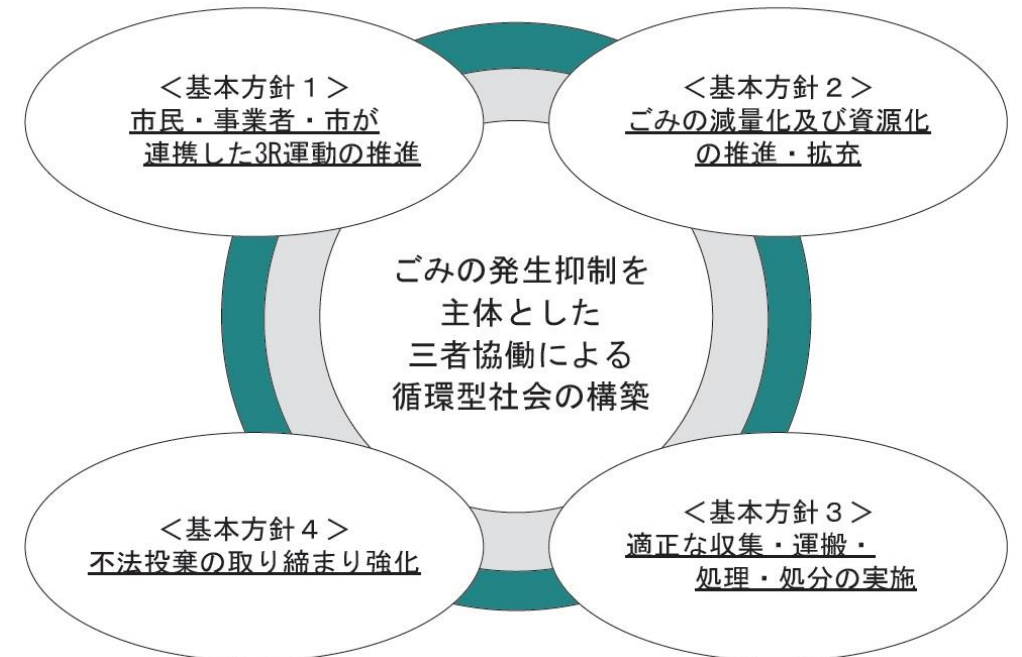
(1) 基本的事項

ごみ処理基本計画は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるもの。

(2) 基本理念

ごみの発生抑制を主体とした三者共同による循環型社会の構築

(3) 基本方針



6 生活排水処理基本計画

(1) 基本的事項

生活排水処理基本計画は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年次における計画処理区域内の生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めるもの。

(2) 基本理念

快適な生活環境と良好な水環境の保全

(3) 基本方針

基本方針1：公共下水道の整備と水洗化率の向上

基本方針2：合併処理浄化槽の普及等